

組 合 報

協同組合アキュミュレーション 広報委員会

2026年5月 VOL.118



組合員の皆様へ



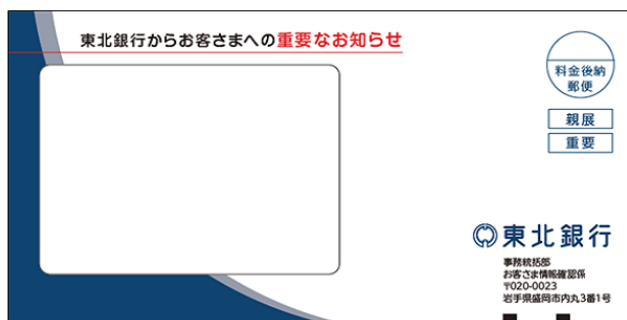
新緑の候、組合員の皆様におかれましては、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。
日頃より、実習生の適正な受入れと生活支援に多大なるご尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。
さて、本号では実習生の安心・安全を守るための「**共済制度**」や「**銀行手続き**」に関する重要なポイントを掲載いたしました。特に制度の移行期においては、各種通知の確認や一時帰国の実施など、丁寧なフォローアップが不可欠です。実習生が安心して実習に専念できるよう、引き続き組合と企業様の密な連携をお願い申し上げます。

■銀行から封筒が届いたら要チェック！在留カード更新中は先に銀行へ連絡が必要です■

なぜ、すぐ銀行に行かないといけないの？（図解ステップ）

1. 銀行から「在留期限の確認」の封筒が届く
(在留期限の約3ヶ月前ごろ)
2. でも、新しい在留カードが手元に来るのは「期限ギリギリ」
3. そのまま放置すると…銀行は「期限切れ」と判断し、口座を凍結！
4. **【対策】** カードが届く前（封筒が来たらすぐ）に銀行へ行き、「今更新中です」と伝えてください。

【封筒（見本）】



【ご注意ください】

口座凍結は生活に重大な支障をきたします
口座が使えなくなると、お給料の引き出しや家賃の支払いができなくなり、実習生の生活が立ち行かなくなってしまいます。
大切な口座を守るため、銀行からの封筒が届いたらすぐに内容を確認し、手続きを進めていただけるよう、実習生への強い呼びかけをお願い申し上げます。



このような封筒またははがきが届きます

実施状況報告書について

今年度の報告書は提出完了されていますでしょうか。今一度ご確認いただき方が一お忘れの場合は、可能な限り早急なご対応をお願い申し上げます。
書き方がわからないなど、ご不明な点がございましたら組合事務局までお気軽にご相談ください

緊急連絡先

【事務局】 TEL : 048-755-9591 FAX : 048-755-9827
【組合職員携帯】 *日水 070-1229-0925 *杉戸 070-3667-8667
*尾崎 090-7019-4221 *モクタン 080-9677-1678
*高橋 080-3088-1839

【重要】第3号実習生の一時帰国は「1年目の期間内」が鉄則です！

技能実習生は第2号技能実習の終了後、第3号技能実習を開始するまでの間または第3号技能実習開始後一年以内に、は必ず1カ月以上の一時帰国をしなければなりません

項目	守るべきルール
期限	第3号の実習開始から1年以内（1年を過ぎてからの帰国は認められません）
期間	1ヶ月以上（分割して帰国させる場合は、合計1ヶ月以上かつ、1回は15日以上）
もし忘れてたら	実習継続が不可能になり、企業・監理団体ともに重いペナルティが科されます

★企業担当者様へのお願い★

「2年目に入ってから一時帰国させる」ことはできません。
航空券の手配や業務スケジュールの調整を余裕をもって進めてください。

【重要】共済金の「180日ルール」を徹底解説

1. 【基本】同じ病気での保障には「期限」があります

総合共済の病気・ケガの保障期間は、**加入日から180日間（約半年）**です。
これを過ぎると、同じ病気やケガ（同一疾病）に関する治療費は、共済金の支払い対象外（免責）となります。

● 「180日」の数え方に注意！

「通院した日数」ではなく、**「最初にその病気で受診した日から180日間」**というカレンダー通りの期間で計算されます。

2. 【要注意】術後検査やリハビリも「セット」で判定

ここが最もトラブルになりやすいポイントです。

- 事例：加入後4ヶ月目に手術をした。術後の経過観察（検査）が続き、加入から7ヶ月目（181日目以降）に検査を受けた。
- 結果：手術代は出ますが、**7ヶ月目の検査代は「180日を超えている」ため、一切支払われません。**
- 理由：手術と検査が「一つの病気の一連の治療」とみなされるためです。

3. 事例：アレルギー性鼻炎の治療を続けているAさんの場合

- 2024年12月：鼻炎で最初の受診。漢方薬の服用を開始。（保障対象：○）
- 2025年6月：通院から半年が経過。同じ病院で同じ薬をもらい続ける。
- 2025年12月：まだ症状があるため受診。（保障対象：× 180日を超えたため対象外）

【ここに注意！】 アレルギー性鼻炎や持病などの「慢性的な病気」は完治のタイミングが分かりにくく同じ病院に通い続けてしまいがちです。しかし、共済のルールでは「最初の受診から180日」を過ぎると、どんなに症状が続いていても、同じ病名では二度とお金が出ません。

💡 組合からのアドバイス：「半年経っても変化がないなら、病院を変えてみましょう」

半年間治療を続けても症状が改善されない、あるいは完治が見えない場合は、実習生に一度別の病院に行って診察を受けてみるようアドバイスをお願いします

- メリット1：別の角度から治療を見直すことで、症状が改善するきっかけになります。
- メリット2：「新たな受診」として認められれば、再び保障が受けられる可能性があります。

★総合共済についてのご質問はお気軽に組合までメールまたはお電話にてお問い合わせください★